

学校跡施設活用検討会議報告書 (案)

平成 21 年 3 月

練馬区学校跡施設活用検討会議

はじめに

練馬区では、平成 20 年 2 月に、少子化の進行による児童生徒数の減少等に対応し、望ましい教育環境を確保するため、「区立学校適正配置第一次実施計画」を策定しました。

この計画では、平成 22 年 4 月に光が丘地区内にある 8 小学校を廃止し、4 小学校に再編・統合していくこととしています。

そこで、練馬区では、平成 20 年 7 月に、それに伴い生ずる 4 小学校の跡施設の有効活用について「学校跡施設活用に関する基本方針」を策定し、この方針を基に、跡施設の活用を検討することとしました。

今回、この基本方針に基づき、平成 20 年 9 月に「練馬区学校跡施設活用検討会議」が設置され、平成 21 年 3 月まで現場視察を含め合計 7 回の会議を開催し、現在の光が丘地域を取り巻く状況等に配慮しつつも、全区的な視点を踏まえて活発な議論・検討を重ねてまいりました。

本検討では、都市計画法等の規制に対する厳密な検証や、個別の跡施設ごとの導入機能・活用策の特定までには至りませんでした。区民にとって望ましい跡施設のあり方や、既存の校舎等の活用策として望ましい機能等の視点に立った議論は、概ね尽くされたと考えます。

今日の社会経済の変動はめまぐるしいものがあり、長期的視点に立った展望はきわめて難しいと言わざるを得ませんが、今後、練馬区が本報告書を基に、区民の皆様や区議会のご意見等を踏まえるとともに、こうした社会経済状況の変動にも的確に対応しつつ、区民の皆様の共通の貴重な財産である学校跡施設の有効活用を図られることを期待いたします。

平成 21 年 3 月

練馬区学校跡施設活用検討会議

目 次

第 1	学校跡施設活用検討会議の目的	1
1.	学校跡施設活用検討会議の目的	1
2.	検討対象となる学校跡施設の概要および特徴	2
3.	他自治体における学校跡施設の活用事例	5
第 2	練馬区および光が丘地域における課題	6
1.	練馬区全体について	6
2.	光が丘地域全体について	7
第 3	学校跡施設の活用の方向性	10
1.	学校跡施設活用の際しての基本的な考え方	10
2.	学校跡施設に求められる活用機能	11
第 4	学校跡施設活用の際しての今後の検討・留意事項	17
1.	都市計画法や建築基準法の規制に関わる事項	17
2.	ライフサイクルコストの低減と民間活力の導入	17
3.	環境負荷の低減および周辺環境への配慮	18
4.	既存の学校利用への配慮	18
5.	学校としての歴史への配慮	18
6.	将来を見据えた土地利用	18
7.	導入施設の選定	19
(資料)		20
1.	学校跡施設活用検討会議の設置について	20
2.	検討会議委員名簿	21
3.	検討会議の経緯	22
(参考資料)		24

第1 学校跡施設活用検討会議の目的

1. 学校跡施設活用検討会議の目的

練馬区では、区立小・中学校の児童生徒数の減少とともに、マンション等の住宅の建設による児童生徒数および学級数の学校間格差によって、教育指導上および学校運営上の課題とともに、確かな学力の向上のための取組みや小中一環教育の推進、老朽化した校舎の改修・改築の必要性等、新たな課題への対応が求められています。

このため、練馬区教育委員会では、それらの課題に的確に対応し学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、児童生徒数の動向等を踏まえた「区立学校適正配置第一次実施計画」を策定しています。

学校跡施設活用検討会議（以下、「検討会議」とする。）は、この「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴い、光が丘地域における区立学校再編後により学校として使用されなくなる敷地および建物である学校跡施設を有効活用するために、その活用の基本的な方向性等を検討することを目的として、学識経験者、公募区民、地元関係者等で委員を構成し、設置したものです。

検討会議は、次に掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をまとめました。

【検討会議での検討事項】

- ①学校跡施設に導入すべき機能
- ②学校跡施設に整備すべき施設
- ③学校跡施設の有効活用にあたり配慮すべき事項

図表- 1 区立学校適正配置第一次実施計画の策定経緯

策定年	内容
平成 16 年 3 月	区立小・中学校における適正規模の制定
平成 17 年 4 月	区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針の策定
平成 20 年 2 月	区立学校適正配置第一次実施計画の策定 ・適正配置基本方針に基づく区立学校の適正配置を進めるため、平成 19～23 年度を計画期間とした第一次実施計画を策定。 ・児童数や学級数の減少が著しく、単学級（1 学年あたり 1 学級）も多く存在する光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成 22 年 4 月に光が丘地区の小学校 8 校を 4 校に統合。 ・統合対象校と統合の組み合わせは、以下のとおりである。 ・ <u>光が丘第一小学校</u> と <u>光が丘第二小学校</u> ・ <u>光が丘第三小学校</u> と <u>光が丘第四小学校</u> ・ <u>光が丘第五小学校</u> と <u>光が丘第六小学校</u> ・ <u>光が丘第七小学校</u> と <u>田柄第三小学校</u> ※下線をつけた学校が統合新校となる

2. 検討対象となる学校跡施設の概要および特徴

(1) 学校跡施設の概要

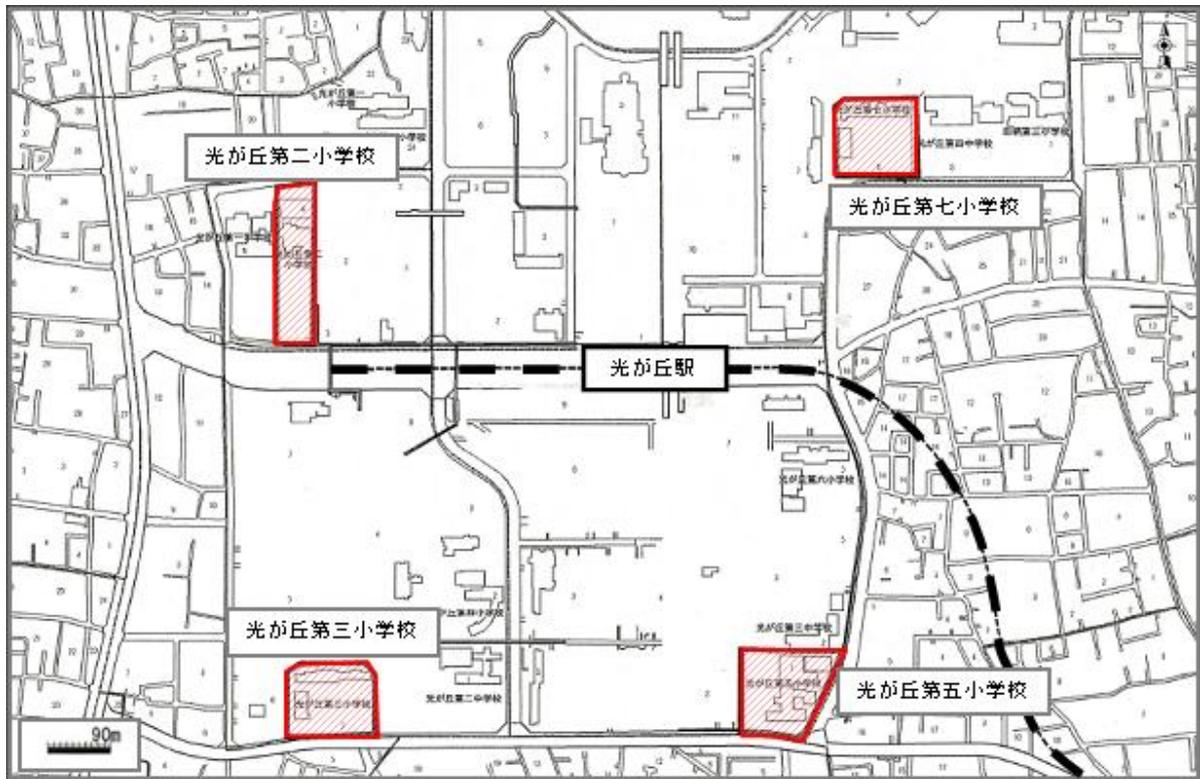
光が丘地区では、小学校の適正規模を確保するため、平成 22 年 4 月に 8 校を 4 校に統合することが予定されています。それに従い、今回の検討対象となる光が丘第二小学校、光が丘第三小学校、光が丘第五小学校、光が丘第七小学校が学校施設としての使用されなくなるため、その 4 校が今回の学校跡施設活用の検討対象施設となります。検討対象となる学校跡施設とその概要は以下のとおりです。

図表- 2 学校跡施設概要一覧

学校名 (所在地)	建築 年次	施設			特記事項
		種別	構造	面積 (㎡)	
①光が丘第二小学校 (光が丘 6-4-1)	昭和 62 年 (築後 21 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 ㎡ (7,515 ㎡)	光が丘第一中学校に 隣接
		校舎	RC4 階	床面積 4,604 ㎡	
		体育館	S	床面積 1,044 ㎡	25m×10m
		プール	—	水面積 250 ㎡	
②光が丘第三小学校 (光が丘 7-5-1)	昭和 60 年 (築後 23 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 ㎡ (6,125 ㎡)	
		校舎	RC3 階	床面積 4,432 ㎡	
		体育館	S	床面積 729 ㎡	25m×10m
		プール	—	水面積 250 ㎡	
③光が丘第五小学校 (光が丘 3-1-1)	昭和 61 年 (築後 22 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 ㎡ (5,530 ㎡)	光が丘第三中学校に 隣接
		校舎	RC3 階	床面積 4,579 ㎡	
		体育館	—	床面積 —	光が丘第三中学校で 使用
		プール	—	水面積 250 ㎡	
④光が丘第七小学校 (光が丘 2-6-1)	昭和 60 年 (築後 23 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 ㎡ (6,610 ㎡)	
		校舎	RC3 階	床面積 4,244 ㎡	
		体育館	S	床面積 725 ㎡	25m×10m
		プール	—	水面積 250 ㎡	

[資料] 「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴う学校跡施設活用に関する基本方針

图表- 3 学校跡施設配置



(2) 各学校跡施設の特徴

光が丘第二小学校	光が丘第七小学校
<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約500m西に立地。 敷地は南北に細長く、敷地北側と南側で接道し、西側に光が丘第一中学校が隣接している。 敷地北部分に「コ」の字型の学校（教室棟）、屋内運動場、プールが配置され、南部分には校庭が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 光が丘第七小学校は、光が丘駅から約400m北に立地。 敷地はほぼ正方形で、その北側に一の字型の学校（教室棟）、西側に屋内運動場、プールが配置され、敷地東・南側で接道している。
光が丘第三小学校	光が丘第五小学校
<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約700m南西に立地。 敷地はほぼ正方形で、敷地南側で接道している。 敷地北部分に「一」の字型の学校（教室棟）、西部分に屋内運動場とプール、東部分に校庭が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約500m南に立地。 敷地はやや不整形の四角形で、敷地東・西・南側で接道。北側に光が丘第三中学校が隣接している。 敷地東部分に「エ」の字型の学校（教室棟）、北部分に屋内運動場、西部分に校庭が配置されている。 統廃合後は、光が丘第三中学校と共用している給食室及び屋内運動場は、引き続き光が丘第三中学校が利用する。

3. 他自治体における学校跡施設の活用事例

少子化の進行、都市部における住宅の郊外移転等に伴い、全国的に学校の統廃合が進み、他自治体においても廃校後の施設の活用が大きな課題となっています。

廃校後の活用用途について見ると、社会体育施設や社会教育施設への転用事例が多くなっていますが、地域の実情等に応じ、地域コミュニティ施設、産業振興施設等、様々な用途に活用されています。また、事業実施主体・管理運営について見ると、校舎部分を民間企業等へ貸付または譲渡したり、事業実施・管理運営等運営そのものを民間企業やNPO等に任せたりしている事例も多数あります。

図表- 4 他自治体における廃校後既存建物の主な活用用途
(平成20年5月現在。平成14～19年度廃校分)

活用用途	件数	例
社会教育施設	434	公民館、資料館、生涯学習センター等
社会体育施設	452	スポーツセンター
体験交流施設	96	自然体験施設、農業体験施設等
研修施設	61	
老人福祉施設	56	
文化施設	97	資料館、美術館等
庁舎等	109	
障害者福祉施設	44	
公営（職員）住宅	11	
医療施設	8	
創業支援施設	8	

[資料] 文部科学省ホームページより作成

第2 練馬区および光が丘地域における課題

1. 練馬区全体について

ここでは、検討会議の中で議論した練馬区における主な課題を示します。

【少子高齢化等への対応】

練馬区の人口は、平成20年1月1日現在で約68万人であり、平成20年4月には70万人を超える等、今後も人口の増加が予測されています。

その一方で、練馬区でも少子高齢化の傾向は例外ではなく、人口増とともに人口構成の変化に対する対応が求められています。

※参考図表-1 参照。

【区民の生活・活動を支援する行政サービスの提供】

様々な社会情勢の変化に伴って、区民のニーズは安全・安心、福祉、雇用、環境等、多岐に亘っています。

さらに、地域参加、社会貢献等に自主的に取り組む区民や地域団体等の活動も活発になってきている等、区民の生活・活動を支援する行政サービスが一層求められています。

【全区的・将来的な視点に基づく施策の推進】

練馬区では、区民のニーズ等を踏まえ、平成18～22年度を計画年度とする「練馬区新長期計画」において、7つの取り組むべき重点課題を掲げています。

【練馬区新長期計画(平成18～22年度)における重点課題】

- ①災害や犯罪に強い安全安心のまちをつくります
- ②区内産業を育成し、地域経済の活性化を図ります
- ③子供の健やかな成長を支援します
- ④障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまちをつくります
- ⑤豊かな心を育む学校教育の充実と区民の文化芸術の振興を図ります
- ⑥みどりを増やし、環境負荷の少ない循環型社会をつくります
- ⑦道路網や交通機能を充実し、便利なまちをつくります

これらの重点課題において、計画事業化を進めている施設も多々ありますが、計画地が未整備の施設も存在しています。

また、現在の社会情勢の変化を鑑み、将来の区政を見据えた場合、民間企業の区内誘致による地域経済の活性化・雇用の創出、地域医療の確保のための医療施設の充実、区立施設等の維持改修・更新等への対応が求められています。

2. 光が丘地域全体について

(1) 地域の概要

光が丘地域¹は、練馬区北部に位置する米軍住宅地（グラントハイツ）跡地を活用した、世帯数約1万2千世帯、人口約3万人（平成20年1月現在）の大規模な住宅団地です。

官庁施設等の都市機能の集約、緑地空間の配置、交通アクセスの整備等により、良好な住環境が確保されています。

現在では、周辺の目白通りや笹目通りの道路網の発達、及び都営地下鉄大江戸線の開通による鉄道網等で交通の利便性が向上しています。

なお、当該地域の開発にあたっては、以下の法令が適用されています。

都市計画法	一団地の住宅施設	東京都による 都市計画決定
	用途地域：第一種中高層住居専用地域	
建築基準法	一団地の総合的設計	東京都による認定

図表- 5 光が丘地域の概要



¹ 光が丘地域とは、光が丘1丁目から7丁目を表す。

(2) 地域特性

① 人口構成の変化

光が丘地域の人口は約3万人ですが、その推移は減少傾向にあります。また人口構成（年齢3区分）を見ると、平成5年から平成20年にかけて、0～14歳の占める割合が24.6%から10.1%（14.5%減）、そして64歳以上の高齢化率が4.7%から18.5%（13.8%増）と、少子高齢化の進行が顕著に現れています。

平成35年までの人口推計をみると、練馬区で人口増が予想されている一方で、光が丘地域は約2万3千人まで減少し、人口構成（年齢3区分）においては65歳以上の高齢化率が約40%となることが予想されています。

※参考図表-1, 2, 3 参照。

② 充実した施設整備・区民による利用

光が丘地域における公共・公益施設は、開発当初より官庁施設等の都市機能の集約等が計画的に行われていたため、ほぼ充足しています。

なお、学校跡施設は、教育の場だけでなく、震災時等の避難拠点、選挙の投票所・開票所および学校開放事業等に利用されています。

※参考図表-4, 5, 6, 7, 8 参照。

③ 活発な地域活動・イベント

光が丘団地は、昭和58年の第一次入居以来、管理組合・自治会等が組織されており、また地域住民が中心となって「よさこい祭り」を始めとした自主的な地域イベントを開催する等、地域活動および住民同士の交流が活発に行われています。

その他、光が丘公園等のオープンスペースでのイベント等、様々な活動も行われており、光が丘地域以外からの人々も多く訪れています。

※参考図表-9 参照。

④ 豊かな自然環境

光が丘地域には、都立光が丘公園をはじめ、多くの区立公園が計画的に配置され、区域別の緑被率は51%と区内で最も高くなっています。また、光が丘公園内には、バードサンクチュアリ、カントウタンポポ（日本在来種）の自生地がある等、豊かな自然環境が存在しています。

※参考図表-10 参照。

(3) 光が丘地域の課題

光が丘地域の特性等を踏まえ、課題を以下のとおりに整理しました。

【人口構成の変化への対応】

光が丘地域は、区全体と比べて人口の減少、少子高齢化の進行が顕著に現れており、将来的に世代バランスに極端な偏りが生じてくることも予測されています。このため、今後は少子高齢化への変化等に対応した取り組み・支援が必要となっています。

また、今後は共働きである・なしに関わらず、子育て層により適した環境の整備、起業等にチャレンジしたりする若い世代が暮らしやすいまちづくりを行うことで地域に若年層を呼び込む等、光が丘地域の次世代層の増加を見据えた積極的な取り組みも望まれます。

【地域活動の継続とまちの新たなライフステージへの円滑な移行】

光が丘地域では、地域による自治組織、地域住民等の自発的なイベント等、活発な地域活動が行われてきましたが、第一次入居後約 25 年経過して、少子高齢化、周辺地域の環境、住宅施設等の老朽化等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後は、地域としてこのような変化を捉え、まちとしての新たなライフステージに円滑に移行していくことが望まれます。

第3 学校跡施設の活用の方向性

1. 学校跡施設活用にあたっての基本的な考え方

(1) 貴重な区有財産の有効活用

学校は、光が丘地域の人々にとって思い入れがあり、シンボル性をもつものですが、一方で区民共有の貴重な財産でもあります。したがって、地域の課題や特性も踏まえつつ、長期的な展望に立ち、区民にとって望ましい施設となるよう、練馬区全体の視点から活用を図ることが必要です。

(2) 複合的活用の検討

学校は、活用する機能によっては、単独の施設で使用するには規模が大きいため、複数の機能をもった併設施設として複合的な活用していく必要があります。その場合、相互にメリットが生じ、事業の効率化と効果の向上が図れるような組み合わせでの複合施設とすることが必要です。

(3) 民間活力の柔軟な活用

学校跡施設を利用する際の改修等の整備や実際の事業運営・維持管理にあたっては、区の直接実施にこだわらず、財政事情や実際の業務の効率化や効果を考慮しつつ、民間事業者の様々なノウハウを活用することが必要です。

(4) 練馬区の特徴を活かした活用

地場産業であるアニメ産業の育成や「みどり 30 基本方針²」をはじめとした環境との共生等、練馬区ならではの特徴や発想を活かしながら、練馬区のイメージ向上に寄与し、区民が誇れる学校跡施設活用とすることが必要です。そして、その特徴的な活用手法が、全国の自治体が学校跡施設の活用を検討する際に、モデルとしても多く取り扱われるようになることが望まれます。

² みどり 30 基本方針：みどりの意義や、区のみどりの現状・課題等をまとめ、今後の基本的方向等を平成 18 年 4 月に練馬区で策定された。区が率先して、みどりを守り増やす事業を計画すべく、公共施設や公共事業における緑化の推進方法を進め、小中学校の屋上・校庭の緑化、公園・緑地の整備、道路・河川付近の緑化、区民が行う緑化への助成等を行っている。

2. 学校跡施設に求められる活用機能

上の基本的な考え方と前述の練馬区および光が丘地域の現状や課題に基づき、検討会議では学校跡施設活用において望ましいとされる機能について意見を交わしました。主な意見については次のとおりであり、それらをもとに機能等の検討を行いました。

<検討会議での主な意見>

- 地域的な視点だけでなく、全区的な視点でも活用を考えることが必要である。
- 地場産業の強化や地域経済の活性化を行う場が必要である。
- 全区的にコミュニティやサークル活動の場が不足しており、活動拠点となるスペースの確保が必要である。
- 区内の各地域には団塊世代が多い。今後、日中活動の場が職場から地域に移るのに合わせ、団塊世代が地域参加できる場、知恵・体験を活かすことができる場が必要である。
- 教育課題の研究・教職員研修や不登校児童生徒の支援等、練馬区の教育を更に充実させる場が必要である。
- 区内の各地域で一層ニーズが増えると考えられる子育てや介護をする人を支援するや防災・環境等に関わる人材の育成の場が必要である。
- 多世代によるまちの活性化を考え、若者の活躍の場や、安心して子育てができる場等を確保し、若い世代の流入を促すことが必要である。
- 区内の病床数は、人口増に対して不足しており、病床数の確保や機能の充実を図ることが必要である。

(1) 望まれる活用機能

① 産業振興

- 産業の振興による区内経済の活性化（アニメ、観光、農業等）
- 練馬区としての特徴ある産業の振興
- コミュニティビジネス支援による地域の強化
- 創業、就労支援

昨今の社会経済不安による影響のため、区内のさまざまな産業においても、事業所数や出荷額、就業人員の減少が見込まれることから、経営支援や後継者の育成、創業や就労支援等による産業全体の活性化が必要となってきました。実施に際しては、練馬駅北口区有地において検討されている産業振興機能とも連携することで機能を強化し、将来にわたっての区内産業の振興、経済の活性化を目指すことが望まれます。

また、地域での子育て家族や高齢者への生活支援サービスの要望が増えることが見込まれています。団塊世代の地域への回帰等のタイミングと合わせ、創業や就労の支援を行い、地域の強化につなげていくことも望まれます。

<委員からの主な意見>

- ・ 地場産業であるアニメ関係の施設としたらよいのではないか。
- ・ 若者の雇用の場とする。
- ・ ベンチャー企業に賃貸すれば、地域の活性化につながるのではないか。
- ・ 練馬区にとって「都市農業」と「観光」は大事な産業である。これらを併せて「観光農園」とう視点もあり得る。

② 地域活動・文化振興

- さまざまな世代、またはさまざまな文化を持つ人々の地域活動や文化活動を支援することによる交流の促進とコミュニティの醸成

地域活動や文化活動は、地域に住むさまざまな世代、さまざまな文化を持つ人々の交流を促進し、豊かなコミュニティを創るためにも必要なものです。それらを活発に実施し、充実させていくには、活動をはじめる際の支援や継続するための仕組みが必要であり、それらとあわせて、気軽に借りられ、活動の場としても利用できるスペースが整備されていることが望まれます。

光が丘地域および区内のコミュニティ施設の利用状況は活発であり、現在でもその需要は高い状況にあるため、本学校跡施設においてもその充実をはかることで、区民活動の一層の促進を図ることが望まれます。

<委員からの主な意見>

- ・ 子ども、子育て世代等の若い世代、団塊世代、高齢者、障害者、外国人等、あらゆる区民の生活や活動を支援する施設とすることが必要である。

③ 教育・人材育成

- 教育に関わる人材の育成と研究の場の整備
- あらゆる年代において、継続して学ぶことができる環境の確保
- 防災・福祉等に強い人材を育成し、地域での活躍を促進

教育の現場をめぐる環境は変化し、教育の課題研究や教職員研修の充実、不登校児童生徒の支援等のニーズが生まれてきています。練馬区の教育を更に充実させるためにも、こうした教育の現場を総合的に支援する場が望まれます。

学ぶことは知識の獲得のみならず、人々の社会参加や交流のきっかけともなるため、子どもから高齢者まで、あらゆる年代の人々が継続して学ぶことができる環境の確保が望まれます。

核家族化の進行や高齢者世代の増加等により、子育て家族や高齢者らを地域で支援していくことが必要となってきました。また、防災や環境の保護等についても、各地域での行動が重要となってきました。よって、区内の各地域で活動する人材の育成やその活動支援を行う場が必要となってきました。

<委員からの主な意見>

- ・ 教育課題を研究する場、教職員研修の場がない。不登校の児童生徒も増加しており、その子どもたちが勉強する場も不足している。
- ・ 今後増える団塊世代には地域との繋がりが薄い人もいるため、参加しやすい生涯学習施設等として使える施設が必要である。

④ 生活支援

- 安心して快適に住み続けることができるための支援体制と環境の整備

ずっと安心して快適に住み続けるためには、その人のライフステージに応じて必要となる支援が得やすい状態となっていることが必要です。よって、子育て期、高齢期等の各世代に応じて発生する可能性のある生活支援サービスが、各地域において確保されていることが望まれます。

<委員からの主な意見>

- ・ 高齢化の進行とあわせ、高齢になっても介護が必要とならないようにするための仕掛け、介護者の支援が求められている。
- ・ 共働きの子育て家庭への支援策として、子どもを緊急時に預けられる等の機能が必要である。

⑤ 防災

○ 地域の避難拠点³の確保

区立の小中学校施設は、避難拠点到指定されています。また、光が丘団地・光が丘公園一帯は東京都指定の避難場所でもあり、災害時の人口集中の懸念もある等、光が丘地域における災害時の対応には留意が必要です。したがって、学校跡施設となった場合も避難拠点の機能をできる限り確保しておくことが必要と考えられます。

<委員からの主な意見>

- ・ 学校施設は震災時等における地域の避難拠点の機能を担ってきており、その機能を継続して担うことが必要である。

⑥ 環境

- みどり豊かな練馬区・光が丘から環境について発信
- 環境との調和、環境負荷の軽減
- 環境に対する意識の啓発

練馬区ではみどり 30 基本方針を策定する等、恵まれた自然環境の保全を推進しています。学校跡施設においても、区の自然環境の保全に寄与していくとともに、「環境」という幅広い視点から、急務となっている地球温暖化の防止のため、改修等の施設整備時や運営時において CO₂（二酸化炭素）排出の低減をはかる等、環境との調和や環境負荷の軽減を目指す必要があります。

こうした環境についての意識の啓発についても、みどりに恵まれた練馬区だからこそできることと考え、発信していくことも期待されます。

<委員からの主な意見>

- ・ 練馬区には、かつて農業と一体となった里山的な自然があり、現在でも 23 区内では貴重な自然環境が残っている。それを将来にわたって保護・保全していくことも大事である。
- ・ 環境に関心を持ち、学習し、環境保全を啓発・推進していく施設としたい。
- ・ 環境保全を呼びかけるだけでなく、学校跡施設自体が環境負荷の低減のシンボルとなるものとしてほしい。

³ 避難拠点：練馬区立の全小中学校が対象となる。阪神・淡路大震災の被害や避難の状況を踏まえ、練馬区で独自に定めたものである。区立の小中学校は、地域での災害時の活動拠点にもなることから、「避難所」と「防災拠点」を兼ねた「避難拠点」としている。

⑦ 医療

○ 病院の建替え等の場合の種地の確保

人口 10 万人あたりの病床数について、23 区平均の 3 分の 1 しか区内に持たない練馬区にとって、病床数の確保と高度な医療機能の確保と充実は大きな課題となっています。また、練馬区内の医療の一翼を担っている日本大学医学部付属練馬光が丘病院の施設は、従前の練馬区医師会による利用を含めると築後 20 年あまりを経過しており（昭和 61 年竣工）、今後は老朽化の進行による建替えの必要が生じるものと考えられます。練馬区における地域医療の確保という観点から、建替えの際の種地の一つとして、いずれかの学校跡施設の用地活用も視野に入れておくことが特に必要と考えます。

<委員からの主な意見>

- ・ 練馬区全体として病床や医療機能の確保が必要である。
- ・ 日本大学医学部付属光が丘病院も、今後老朽化が見込まれており、建替え等が必要となってくる

(2) 機能および施設例

以下は、検討会議において学校跡施設において設置が望ましいと考えられる機能および施設の例です。なお、校庭および体育館については、基本的には区民の活動の場として利用とすることが望まれます。

また、区は、跡施設の具体的な実現に向けて、区の長期計画や個別計画との整合性を図るなど十分な検証を行ったうえで、最適な施設を選択することが期待されます。

そのためには、区において、複数の機能間の調整や経年後の施設配置の見直し等を適切に行うために、総合的な管理監督する担当部署を設置することも望まれます。

機 能	施設構成例
①産業振興	地場産業支援施設（アニメ・観光等）、起業支援施設（起業時活動拠点）、地域経済活性化施設（区民雇用創出）
②地域活動 文化振興	地域交流施設 （区民交流活動・情報拠点、相談情報窓口、学習スペース等）
	文化芸術活動支援施設 （音楽、演劇練習スペース等）
③教育・ 人材育成	教育支援施設（学校教育支援センター（仮称）等）
	人材育成施設 （ねりま防災カレッジ、地域福祉パワーアップカレッジ等）
	生涯学習施設
	宿泊研修施設（セミナーハウス等）
④生活支援	子育て支援施設 （保育事業（病児・病後児対象）、こども発達支援センター等）
	青少年活動支援施設 （小さい子どもから中高生まで対象とした交流活動の場）
	高齢者福祉施設 （通所、訪問事業など、地域で住み続けることを支援する機能）
	障害者支援施設 （通所、訪問事業など、地域で住み続けることを支援する機能）
⑤環境	豊かな自然の再現（里山、ビオトープ等）
	都市農業・農地の保全（体験・観光農園等）
⑥医療	病院（日大光が丘病院の建替え等の場合の種地）

第4 学校跡施設活用に際しての今後の検討・留意事項

1. 都市計画法や建築基準法の規制に関わる事項

現在、光が丘地域には、以下の都市計画法及び建築基準法が適用され、施設の計画や整備等では、それらに伴う指導が生じています。

都市計画法	一団地の住宅施設	東京都による 都市計画決定
	用途地域:第一種中高層住居専用地域	
建築基準法	一団地の総合的設計	東京都による認定

以上は光が丘地域の計画が行われた約30年前に定められたものであり、その規制内容が現在の光が丘地域の実態に合わなくなっている状況も見られます。また、まちの成熟や人口構成の変化に伴い、建替やインフラの再整備の必要性も徐々に発生してきています。

基本的には、現行の都市計画法や建築基準法による規制を踏まえる必要がありますが、現行の制度のもとでは、学校跡施設を今回提示した施設として利用することができないものもあります。光が丘地域の環境への配慮として一定程度の用途の限定はなされるべきですが、区民の意向、将来の練馬区や光が丘地域のあるべき姿を考慮し、将来的なまちづくりを踏まえて学校跡施設の活用を考えることが必要です。そして、本学校跡施設を真に区民にとって望ましいものとして有効活用していくうえで、現行の規制がそれを妨げるのであれば、住民の理解と指示のもとで、用途地域の変更や見直し等を東京都にはたらきかけていくことも必要です。

2. ライフサイクルコストの低減と民間活力の導入

全体のライフサイクルコスト⁴の低減を図る観点から、施設整備、施設維持管理、事業運営等のさまざまな段階で、民間活力の導入を検討することが必要です。ただし、民間の施設の導入や導入機能の選定にあたっては、コスト面を重視するだけでなく、区民の福祉・生活の質の向上や周辺住環境との調和等について、区は総合的に勘案し、検討を行う必要があります。

学校跡施設を別用途に転用する際には、軽微な修繕で足りるもの・設備面の追加が必要なもの・全面的な改修が必要なもの等、その機能を快適に提供するための改修が必要となる場合があります。その場合は、各学校跡施設における事業の実施予定期間等を想定した上で、その改修の重要度や費用対効果、事業手法等について検討し、本学校跡施設に設置することのコスト上のメリットも確認しておくことが必要です。

また、地域の活性化の観点からも、運営や維持管理についても、区民、NPO等の積極的な参加を促す等、区と区民、民間事業者の良好なパートナーシップのもとで活用を進めることが必要です。

⁴ ライフサイクルコスト: Life Cycle Cost (LCC)。事業やプロジェクトにかかる生涯コストのこと。施設を活用した事業であれば、その企画・設計に始まり、整備、運用を経て解体処分・廃棄して事業終了するまでをその生涯(ライフサイクル)と定義して、その全期間に要する費用を指す。

3. 環境負荷の低減および周辺環境への配慮

学校跡施設の活用では、環境負荷の低減に努め、植栽や緑化を行う等、良好な環境の確保に努めていく必要があります。例えば学校跡施設の実際の使用に際し、改修工事等の施設整備が発生する場合には、利用する資材や施工方法にも環境負荷の低減に寄与するものを選択したり、新たな設備導入が必要となる場合には、運営時における使用エネルギーの低減やエネルギー源を考慮することで、環境負荷を低減させたりしていくことが必要です。また、こうした取組みとともに、学校跡施設活用後も、現在の光が丘地域の自然等も含めた住環境等を維持していけるような配慮も必要です。

今後、これら対応の一つひとつを、みどり豊かな練馬からの環境を守るメッセージとして発信していくことも望まれます。

4. 学校教育以外に利用されている既存事業への配慮

学校跡施設の活用には、今まで学校が地域の中で果たしてきた学校教育以外の役割にも考慮し、周辺住民の理解と協力が得られるように努めていく必要があります。

例えば、学校開放事業のように校庭や体育館等について利用したい等の要望がある場合は、その状況の把握・確認を行いながら、引き続き利用できるようにすることも必要です。また、防災上の観点から、学校施設における避難拠点機能の必要性に応じて、継続していくことも望まれます。

5. 学校としての歴史への配慮

学校は地域と人を結びつけるものでもあり、本学校跡施設が学校であったことを地域の人々の記憶に結びつける必要があります。廃校となる8校のメモリアルコーナー等を設け、卒業生らが自分たちの学校を感じられる場を確保することに加え、シンボルとなる樹木を残すことやタイムカプセル等の対応を考えておくなど、学校としての歴史を大事にすることが望まれます。

6. 将来を見据えた土地利用

今後の練馬区および光が丘地域におけるサービスニーズの変化、新たに生まれる可能性のあるニーズについても対応できるよう、都市計画法等の規制に関わる事項の検討を行うことと並行して、学校跡施設の活用が終了した際の用地の将来的な使用についても視野に入れておくことが必要です。

特に、望まれる活用機能としてもあげた医療機能の確保と充実については、低い病床確保状況でありながらも人口が増加している練馬区にとっては、懸案事項となっています。また、練馬区の地域医療の拠点である、日本大学医学部光が丘病院の老朽化も懸念されます。アクセス等の点を考えると、区内における大規模な土地の確保も容易でないことから、今後は練馬区における医療機能の確保と充実について、本学校跡施設の用地活用も視野に入れ、将来を見据えた土地利用の検討を行うことが必要であ

ると考えられます。その場合には、その建替えが可能となるまでの期間においても学校跡施設を十分に活用すべく、暫定活用を行う等の検討が必要となります。

7. 導入施設の選定

学校跡施設に整備する機能・施設の選定に際しては、以下の視点等をもとに評価を行って決定することが必要になります。いずれの視点も学校跡施設の利用を検討するのに必要な事項であり、それと各施設・機能が持つ条件と照らし合わせる必要があります。

また、今回の検討対象となる学校跡施設は複数であり、その活用の方法も一律ではないと考えられます。単独で設置されるものもあれば、複合化されるものもあると考えられ、また、それらをどの施設に設置するかは各建物と土地の形状や性能との適性を検討することが必要です。したがって、機能の特徴によって、学校跡施設の活用方法や改修の程度、事業期間、事業手法等が異なることも想定されるため、それらへの配慮も行いながら選定を進めることが必要となります。

①法	-1. 法的な制限	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法：一団地の住宅施設 都市計画法：用途地域（第一種中高層専用地域） 建築基準法：一団地の総合的設計
②需要	-1. 近隣需要	<ul style="list-style-type: none"> 光が丘と周辺地域のニーズへの対応（少子高齢化等の人口構成の変化、団塊世代の地域デビュー等地域社会への参加、地域交流活発化の促進、若年層を中心とする人口流入促進への準備） インフラ再整備等
	-2. 区内需要	<ul style="list-style-type: none"> 区内ニーズが高い機能（全区的に不足等） 区計画上で未整備な機能（計画との整合） 区の貴重な財産としての利活用
③性能	-1. 建物性能	<ul style="list-style-type: none"> 目的とする用途に対するの適性（転用に向けての適・不適等） 建物性能上からの制限（追加工事等の要否）
	-2. 土地性能	<ul style="list-style-type: none"> 目的とする用途に対するの適性（区内および地域内の配置、用途に対するの適否、土地性能の評価） 土地性能上からの制限（近隣、道路づけの状況等）
④ライフサイクルコスト	-1. LCC	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間中（ライフサイクル）の費用低減策、コストバランスと費用対効果の確認
	-2. 民間活用	<ul style="list-style-type: none"> 事業における官民協働もしくは民間活用の検討（各事業種によって適否あり。関わり方も、①費用のみ、②運営のみ、③費用＋運営 等複数考えられる）
⑤環境	-1. LCC02	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間中（ライフサイクル）の環境負荷低減（スクラップ&ビルドからストックへの移行による環境負荷低減、改修・新設備導入時の環境負荷低減 →「環境にやさしいねりま」
⑥時期	-1. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 各跡施設が一律の用途、事業期間とされないと考えられるため、長期的視点と短期的視点の双方で確認を行う。 区の実施計画との整合

(資料)

1. 学校跡施設活用検討会議の設置について

平成 20 年 9 月 30 日設置

学校跡施設活用検討会議の設置について

1 設置目的

「区立学校適正配置第一次実施計画」に伴う、光が丘地域における区立学校再編後の跡施設の有効活用について検討するため、学校跡施設活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、「検討会議報告書」をまとめ、区長に報告する

- (1) 学校跡施設に導入すべき機能
- (2) 学校跡施設に整備すべき施設
- (3) 学校跡施設の有効活用にあたり配慮すべき事項

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募する区民
- (3) 地元関係者

4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

5 会長および副会長

検討会議に会長および副会長をおき、委員の互選により選出する。

会長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議

検討会議は、原則公開で行うものとする。

検討会議の会議録は、原則公開とする。

7 幹事および事務局

検討会議に幹事を置く。幹事は、企画部長とする。

事務局は、企画部企画課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。

2. 検討会議委員名簿

	氏名等		選出区分
会 長	杉浦 浩	株式会社セントラルプラザ代表取締役社長 練馬区都市計画審議会委員	学識経験者
副会長	遠藤 薫	東京大学先端科学技術研究センター 都市保全システム分野教授	
委 員	上野 定雄	練馬区町会連合会会長	関係団体からの選出
委 員	下向 薫	独立行政法人都市再生機構 東日本支社 住まいサポート業務部 ストック改善事業チームリーダー	
委 員	高橋 司郎	光が丘地区住民組織連合協議会会長	
委 員	森田 善朗	練馬区立小学校校長会副会長	
委 員	横山 正二	社団法人練馬産業連合会副会長	
委 員	秋山 真理		公募区民
委 員	上杉 道子		
委 員	尾添 博		
委 員	川下 晃弘		

幹 事	中村 啓一	練馬区企画部長	
-----	-------	---------	--

(事務局) 練馬区企画部企画課

3. 検討会議の経緯

回数	開催日・場所	議事
第1回	平成20年9月30日(火) 18:30～20:30 練馬区役所本庁舎5階庁議室	1. 学校適正配置の検討経緯 2. 学校跡施設活用に関する基本方針 3. 練馬区の重点課題 4. 光が丘地域およびその周辺環境の概況 5. 今後のスケジュール
第2回	平成20年10月24日(金) 現地視察：14:00～17:00 検討会議：18:00～20:00 練馬区役所本庁舎5階庁議室	(現地視察) 光が丘第三小学校→光が丘第五小学校→光が丘第七小学校→光が丘第二小学校 (検討会議) 1. 光が丘地域および周辺環境の概況確認 2. 学校用途以外の活用状況 3. 全国的な学校跡施設活用の状況確認 4. 区の新長期計画等において今後整備を予定している施設等の説明 5. 学校跡施設活用の視点
第3回	平成20年11月18日(火) 18:30～20:30 練馬区役所本庁舎5階庁議室	1. 第2回検討会議での要点整理 2. 学校跡施設の活用方策の検討
第4回	平成20年12月15日(月) 18:30～20:30 練馬区役所本庁舎5階庁議室	1. 学校跡施設活用検討方策の検討
第5回	平成21年1月20日(火) 14:00～16:00 練馬区役所本庁舎5階庁議室	1. 学校跡施設活用検討会議報告書(骨子案)の検討
第6回	平成21年2月10日(火) 14:00～16:00 練馬区役所本庁舎5階庁議室	1. 学校跡施設活用検討会議報告書(案)の検討
第7回	平成21年3月17日(火) 18:00～19:00 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室	1. 学校跡施設活用検討会議報告書の確認

(参考資料)

- 参考図表- 1 練馬区、第4地域、光が丘地域の人口推移
- 参考図表- 2 練馬区、第4地域、光が丘地域の人口推計
- 参考図表- 3 練馬区、第4地域、光が丘地域の年齢3区分
- 参考図表- 4 光が丘地域の主な公共公益施設の設置箇所数
- 参考図表- 5 光が丘地域の主な公共公益施設の配置
- 参考図表- 6 光が丘地区小学校 施設団体利用状況一覧（平成19年度）
- 参考図表- 7 学校用途以外の活用状況
- 参考図表- 8 避難拠点の活動状況（学校跡施設活用対象校）
- 参考図表- 9 光が丘地域で開催される主なイベント
- 参考図表-10 区域別緑被率

参考図表- 1 練馬区、第4地域⁵、光が丘地域の人口推移

(単位：人)

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年
光が丘地域	38,171	35,264	32,505	29,863
第4地域	52,575	56,235	61,824	65,238
練馬区	621,140	635,827	662,885	684,107

※第4地域の人口には、光が丘地域の人口を含まない。

[資料]住民基本台帳（各年1月1日現在 外国人は含まない）

参考図表- 2 練馬区、第4地域、光が丘地域の人口推計

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
光が丘地域	29,863	29,384	28,907	28,435	27,972	27,522	27,072	26,642
第4地域	65,238	65,992	66,756	67,529	68,346	68,952	69,566	70,173
練馬区	684,107	688,893	693,555	697,402	701,170	704,473	707,552	710,545
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
光が丘地域	26,206	25,776	25,324	24,897	24,459	24,039	23,596	23,149
第4地域	70,769	71,348	71,903	72,489	73,019	73,527	74,090	74,603
練馬区	713,489	716,301	719,001	721,619	724,126	726,613	728,999	731,238

※第4地域の人口には、光が丘地域の人口を含まない。

[資料]練馬区資料（外国人は含まない）

参考図表- 3 練馬区、第4地域、光が丘地域の年齢3区分

		人口(人)			構成割合(%)		
		平成5年	平成20年	平成35年	平成5年	平成20年	平成35年
光が丘地域	0～14歳	9,396	3,028	1,809	24.6	10.1	7.8
	15～64歳	26,994	21,307	11,817	70.7	71.4	51.0
	65歳以上	1,781	5,528	9,523	4.7	18.5	41.1
第4地域	0～14歳	7,952	10,103	10,941	15.1	15.5	14.7
	15～64歳	39,197	43,701	50,044	74.6	67.0	67.1
	65歳以上	5,426	11,434	13,618	10.3	17.5	18.3
練馬区	0～14歳	89,553	88,410	95,451	14.4	12.9	12.8
	15～64歳	464,803	467,233	493,277	74.8	68.3	66.1
	65歳以上	66,784	128,464	157,714	10.8	18.8	21.1

※第4地域の人口には、光が丘地域の人口を含まない。

[資料]住民基本台帳（各年1月1日現在 外国人は含まない）、練馬区資料（外国人は含まない）

⁵※第4地域とは、練馬区都市計画マスタープラン地域別指針における、鉄道によるサービス圏を基本とした区分で、光が丘1～7丁目及びその周辺地域を示す。

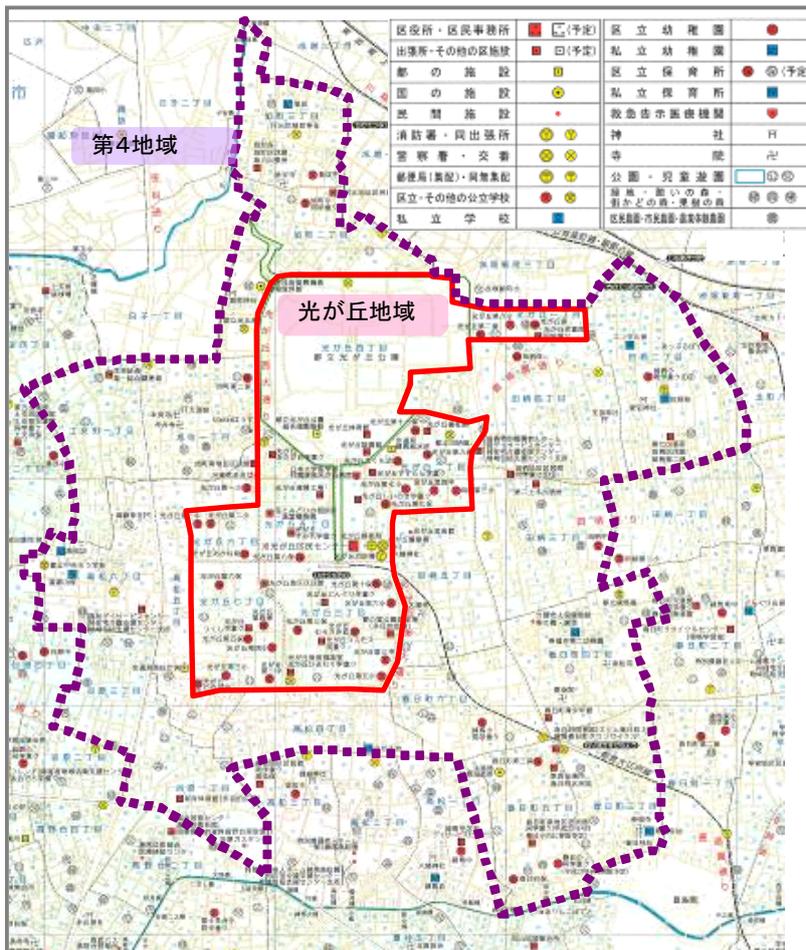
その他の町丁目は以下のとおりである。

[旭町1～3丁目、春日町3～6丁目、高松4～6丁目、田柄2～5丁目、谷原1・3丁目、土支田1丁目]

参考図表- 4 光が丘地域の主な公共公益施設の設置箇所数

公共公益施設	設置箇所数
区民事務所	1
消防署・同出張所	1
警察署・交番	3
郵便局	2
区立小学校	7
区立中学校	4
区立幼稚園	2
区立保育園	11
学童クラブ	8
病院	1
区立高齢者センター	1
区立デイサービスセンター	1
体育館・図書館	各 1

参考図表- 5 光が丘地域の主な公共公益施設の配置



参考図表- 6 光が丘地区小学校 施設団体利用状況一覧（平成 19 年度）

(1/3)

学校名	場所	団体別活動内容	年間 使用回数	備考(利用頻度等)
光が丘 第一小学校 (新校)	体育館	1 バレーボール	40	水(毎週)放課後
		2 ミニバスケットボール	121	月・火・木(毎週)放課後
		3 ねりまグリーンフェスティバル	1	
		4 運動会(保育園)	1	
		5 ねりま遊遊スクール	1	
		6 ラケットテニス	38	水(毎週)夜間
		7 太極拳	38	月(毎週)夜間
		8 卓球	37	土か日(毎週)3時間
		9 空手	42	日(毎週)2.5時間
		10 バレーボール	37	土か日(毎週)3時間
		11 バドミントン	39	木(毎週)夜間
		12 ねりま体操	1	
	校庭	13 ソフトボール	27	日 1時間
		14 ソフトボール	23	日 1時間
光が丘 第二小学校 (跡施設)	体育館	1 バスケットボール	35	土 3時間
		2 バレーボール	42	土(毎週) 3時間
		3 フットサル	3	
光が丘 第三小学校 (跡施設)	体育館	1 ミニバスケットボール	67	土・日(毎週)半日~1日
		2 キャッチバレーボール	56	土・日(毎週)午前
		3 フットサル・サッカー	25	木(毎週)夜間
		4 バスケットボール	21	土 3時間
		5 総会	2	
		6 インディアカ	18	土 2時間
		7 サッカー	9	
		8 社交ダンス	26	金 夜間
		9 サッカー	21	木 夜間
		10 バスケットボール	41	水(毎週)夜間
	校庭	11 少年野球	93	土・日(毎週)午前2時間
		12 少年サッカー	98	土・日(毎週)昼3時間
光が丘 第四小学校 (新校)	体育館	1 バレーボール	19	日 3時間
		2 フットサル	18	金 夜間
		3 バドミントン	40	日(毎週)2時間
		4 ソフトバレーボール	34	日(毎週)3時間
		5 ソフトバレーボール	40	土(毎週) 3時間
		6 会議	1	
		7 会議	1	
		8 武術	4	
	校庭	9 ソフトボール	5	
		10 少年サッカー	13	
	教室・ 会議室	11 野球	2	
		12 ボーイスカウト	3	
		13 保護者と教職員の会	3	
		14 保育課(保護者説明会)	6	

学校名	場所	団体別活動内容	年間 使用回数	備考(利用頻度等)
光が丘 第五小学校 (跡施設)	体育館	1 会議	1	
	校庭	2 少年サッカー	71	土・日(毎週)2.5時間
		3 少年野球	54	土・日(毎週)2.5時間
		4 よさこい	10	
	教室	5 会議	1	
光が丘 第六小学校 (新校)	体育館	1 新体操	124	水・木・金(毎週)夜間
		2 卓球	24	月(隔月)夜間
		3 青少年課(ジュニアリーダー養成)	1	
		4 葉かげの集い	1	
		5 運動会(保育園)	1	
		6 体操	2	
		7 体操・リズムダンス	1	
		8 バレーボール	42	日(毎週)3時間
		9 バレーボール	39	金(毎週)夜間
		10 バドミントン	44	土(毎週)3時間
		11 太極拳	37	月(毎週)夜間
		12 バドミントン	44	土(毎週)2時間
		13 バレーボール	15	日 2時間
		14 バドミントン	33	日(毎週)2時間
	校庭	15 少年野球	82	土・日(毎週)3.5時間
		16 少年サッカー	53	木(毎週)放課後、土・日(毎週)3時間
		17 ソフトボール	17	休日午後
		18 野球	21	土・日 4時間
		19 少年サッカー	1	
		20 葉かげの集い	1	
	教室・ 会議室	21 会議	2	
		22 高齢者のための会食会	22	土 昼 4時間
		23 月例会	7	
		24 学童クラブ	1	
		25 空手クラブ反省会	4	
		26 PTA	12	
		27 お別れ会	1	
		28 歌の練習	1	

学校名	場所	団体別活動内容	年間 使用回数	備考(利用頻度等)
光が丘 第七小学校 (跡施設)	体育館	1 ラケットテニス	35	金(毎週)夜間
		2 PTAバレーボール	81	木(毎週)夜間、土(毎週)2時間
		3 新体操	81	木・土(毎週)夜間
		4 剣道教室	40	日(毎週)4時間
		5 青少年課(ジュニアリーダー養成)	4	
		6 少林寺拳法	45	火(毎週)夜間
		7 バレーボール	5	
		8 ストレッチ・ダンス	48	水・金(毎週)夜間
		9 バドミントン	46	月(毎週)夜間
		10 バレーボール	6	土 4時間
		11 会議	1	
田柄 第三小学校 (新校)	体育館	1 キャッチバレーボール	86	土・日(毎週)8時間
		2 バドミントン(中学校)	19	
		3 空手	1	
		4 少林寺拳法	29	土 4時間
		5 ラケットテニス	44	火(毎週)夜間
	校庭	6 少年サッカー	63	土・日(毎週)4時間
		7 少年野球	44	土・日(毎週)4時間
		8 野球(中学校)	1	

[資料] 練馬区資料

参考図表- 7 学校用途以外の活用状況

種別	活用方法	施設	光二小	光三小	光五小	光七小	備考
防災	避難拠点	校舎、体育館、プール、 防災井戸、校庭	○	○	○	○	・震災時等の避難所として開設するとともに、防犯活動の拠点としても開設する。 ・全区立小中学校が避難拠点到に指定されている。
	備蓄倉庫	☆校舎内 ○校庭	☆	○	○	☆	・避難拠点の備蓄物資を保管している。(食料、毛布等の生活必需品、煮炊き用バーナー・発電機・ろ過器等の資器材など)
	飲料・生活用水、 消防水利	プール	○	○	○	○	・避難拠点における飲料用・生活用水として活用、また、消火用としての、消防用の活用。
地域開放	学校開放	図書館			○	○	・学校や地域の方々に構成される学校開放運営委員会による学校開放事業。 ・校庭開放には、個人開放と団体開放がある。
		校庭	○	○	○	○	・子供たちの遊び場、少年スポーツ団体の練習の場として多く活用されている。
	一般利用	体育館、校庭、教室	○	○	○	○	・学校教育に支障のない範囲で、また学校開放事業等で使用しない時間につき、開放。 ・主に地域の文化、スポーツ団体が利用。特に体育館は、スポーツ団体による活用が行われているとともに、利用についての需要がとて高い。
選挙	投票所・開票所	体育館			○*	○	※開票所

[資料] 練馬区資料

参考図表- 8 避難拠点の活動状況（学校跡施設活用対象校）

拠点名	平成 19 年度月別活動回数												合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
光が丘第二小	1			1		2		1		1		1	7
光が丘第三小		1	1		1						1		4
光が丘第五小	1		1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	13
光が丘第七小				2	2	1							5
合計	2	1	2	4	4	5	2	2	1	2	2	2	29

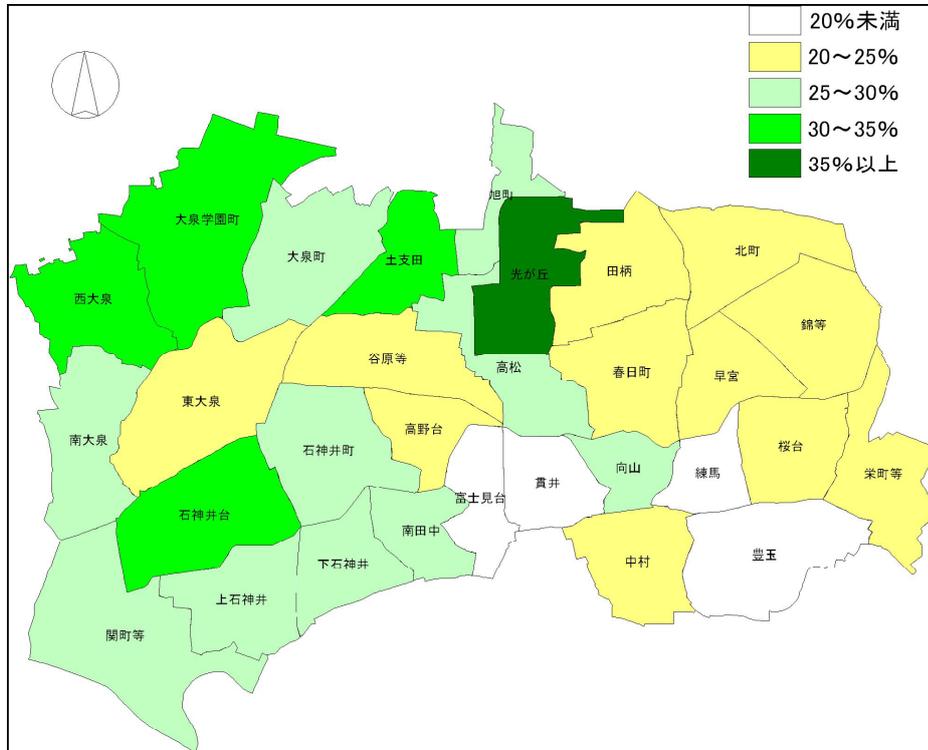
[資料] 練馬区資料

参考図表- 9 光が丘地域で開催される主なイベント

イベント名称	内 容
ねりま光が丘 Cherry-Blossom Festa2008	ステージショー、スポーツコーナー、模擬店、リサイクルマーケットなど
国際ダンスデー・フェスティバル	都立光が丘公園で、フォークダンスの他、ゲームやアトラクション等を実施
ハワリンバヤル 2008	在日モンゴル留学生の会「ハワリンバヤル」＝「春の祭り」
春のフェア	-
練馬こどもまつり	ステージでのダンスやショー、広場で作ったり遊ぶことができる体験ブースなど
よさこい祭り in 光が丘公園	よさこい踊り
光が丘福祉園納涼祭	模擬店、ゲーム
光が丘フェスティバル	縁日・盆踊り・舞台・抽選会・おもちゃの交換、病院・子どもみこし・アートバルーンなど
夏雲公園祭り納涼盆踊り大会	-
交通安全フェスティバル	歌謡ショー、太鼓
光が丘いちょう通りふれあい祭り	空き缶リサイクルの PR、各種だしものなど
光が丘地区祭	模擬店、作品展示、イベントなど
ねりまグリーンフェスティバル	作品づくり、スタンプラリー、クイズ、落ち葉のプール、ミニSLコーナーなど
インラインスケートフェスティバル 光が丘 2008	デュアルスラロームレース、フリースタイルスラローム、インラインダンス、リレー
フリーマーケット (秋の陽公園、光が丘公園等)	-
農業祭	農産物・園芸(花・植木)、JA商品の即売、餅つき実演・試食コーナーなど
ねりま光が丘ロードレース大会	-
障害者フェスティバル	障害者(児)の作品展示や合唱・合奏などの舞台発表、バザー・模擬店など

[資料]練馬区観光協会ホームページ、東京商工会議所ホームページ、(株)光が丘新聞社ホームページ、光が丘ウォーカーホームページをもとに作成

参考図表- 10 区域別緑被率



[資料]練馬区みどりの実態調査報告書（平成19年3月）